

【資料 2-2】

○盛岡市都市公園条例施行規則

平成16年12月27日規則第44号

改正

平成17年 3 月31日規則第37号

盛岡市都市公園条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、盛岡市都市公園条例（昭和52年条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第2条 条例第7条の5の規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でないと認められる場合は、随意契約とする。

第3条 市長は、前条本文の競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、保管した工作物その他の物件又は施設の名称又は種類、形状、数量等を盛岡市公告式条例（平成16年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示するものとする。

2 市長は、前条本文の競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に保管した工作物その他の物件又は施設の名称又は形状、数量等を、あらかじめ、通知するものとする。

3 市長は、前条ただし書の規定に基づく随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を提出させるものとする。

(指定管理者の指定の手続)

第4条 条例第13条の3第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市都市公園指定管理者指定申請書に岩手公園等（条例第13条の2に規定する岩手公園等をいう。以下同じ。）の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第13条の3第2項の規定による通知は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する場合にあっては盛岡市都市公園指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあっては盛岡市都市公園指定管理者不指定通知書により行うものとする。

(指定通知書等の掲示)

第5条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市都市公園指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第8条の2第2項の規定により定めた利用料金を岩手公園等又は当該指定管理者の事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(条例第13条の5第1項の市長が定める事項)

第6条 条例第13条の5第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

【資料 2-2】

- (1) 指定管理者の代表者及び岩手公園等の長
- (2) 指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第37号抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。